

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第294号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年7月14日 08時40分ごろ	
発生場所	愛媛県宇和島市 日振島灯台から真方位113°4.2海里付近 (概位 北緯33°09.2′ 東経132°21.0′)	
事故等調査の経過	平成21年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第三十八しんこう丸、199トン	
船舶番号、船舶所有者等	133014、有限会社戸田水産	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
負傷者	なし	
損傷	船底に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、活魚を積み、船首約2.8m、船尾約4.0mの喫水で、愛媛県横島の高鼻沖を航行中、平成21年7月14日08時40分ごろ、錘ノ瀬（水深約3.2mの暗岩）に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約4.7m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、横島の高鼻沖を航行中、前路の遊漁船を避けようとして船長が適切な針路の選定を行わなかったため、錘ノ瀬に向けて航行したものと考えられる。 船長は、錘ノ瀬の浅瀬の存在を知っていたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が横島の高鼻沖を航行中、適切な針路の選定を行わなかったため、錘ノ瀬に向けて航行して同瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	